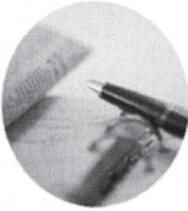


Shaviro 教授の国際課税論を読む

—— Daniel Shaviro, *The Rising Tax-Electivity of U.S. Corporate Residence*, 64 *Tax Law Review* 377 (2011)



東京大学大学院法学政治学研究科教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成23年10月27日開催の国際課税研究会における東京大学大学院法学政治学研究科教授 増井良啓氏が報告した『Shaviro 教授の国際課税論を読む——Daniel Shaviro, *The Rising Tax-Electivity of U.S. Corporate Residence*, 64 *Tax Law Review* 377 (2011)』と題する講演内容を取りまとめたものである。

◎ 本論文の概要

今回は、ニューヨーク大学の Daniel N. Shaviro 教授の論文をとりあげる。彼は、著書『米国法人税を解説する (Decoding the U.S. Corporate Tax)』(2009年, The Urban Institute Press) の出版前後から、国際所得課税の理論的基礎を精力的に探求している。すなわち、NYU の租税政策 Colloquium でゲストの論文ドラフトを討議し、議会の聴聞会に出席して専門家として発言し、多くの関連論文を公表している。

本論文はそのような一連の作品のひとつであって、2010年9月21日に NYU ロースクールで開かれた第15回 The David R. Tillinghast Lecture on International Taxation をもとにしている。近い将来、他の論文とあわせてまと

まった一書にする予定ときいている(仮題は『米国国際課税ルールを修理する (Fixing the U.S. International Tax Rules)』)。

本論文の題名を直訳すると、「米国法人居住地 (U.S. Corporate Residence) の増大する租税上の選択可能性 (Tax-Electivity)」となるうか。基本的な問題意識は、「法人が居住地を選択できるようになれば、内国法人に全世界所得課税を及ぼすというルールが骨抜きになってしまう」という点にある。周知のように、米国に居住地のある法人は、原則としてその全世界所得に課税される。そして、日英の税制改正などを受けて、近年の米国では、テリトリアル方式への移行の是非をめぐる政策論議が盛んになっている。

本論文は、法人居住地の選択可能性という角度から、この政策論議に新しい光をあてる。また、仮にテリトリアル方式に移行するとした場合には、経過措置として、外国子会社の留保利益に一回限りの課税を行うべきであると提案する。基本的な問題を取り扱う論文であり、しかも時宜を得たものであるので、紹介することとした。

◎ 本論文の構成

図表 1 が、本論文の目次である。

図表1 本論文の目次

- I. 序論
- II. 選択可能性 (electivity) を定義する
- III. 法人居住地 (corporate residence) の選択可能性が限定されている場合に米国居住会社に全世界税を課す (課さない) 理由
 - A. 全世界課税の提起する論点を分析する
 - B. 個人の全世界居住地ベース課税を評価する
 - 1. 仮定的アプローチ
 - 2. 個人が直接に課税されるとした場合の分配上の問題
 - 3. 個人が直接に課税されるとした場合の効率上の問題
 - C. 分析を法人に適用する
 - 1. 事業体レベル法人課税と分配上の問題
 - 2. 事業体レベル法人課税と効率上の問題
 - D. 実際的な余談
 - E. まとめ
- IV. 米国法人居住地の選択可能性を評価する
 - A. 選択可能性を測定する上での実証的問題
 - B. 新規設立
 - C. 米国での設立を重視する外国個人
 - D. 既存の米国会社による国外移転
 - E. 既存会社による新規投資に対する影響
 - F. 選択可能性の増大に対応する
 - 1. 選択肢1: より厳格な法人居住地ルールを制定する
 - 2. 選択肢2: テリトリアル方式に転換する
- V. テリトリアル方式への転換により提起される移行上の問題
 - A. テリトリアル方式への転換の将来効と遡及効
 - B. 移行利得 (transition gain) に対処するための代替的な枠組
 - 1. たなぼた利得への嫌悪
 - 2. 一括の資本課税を許容するものとしての遡及効

- 3. 事前予測のインセンティブ効果
- C. テリトリアル方式の制定による移行利得に対処するためのしくみ
 - 1. 背景となる設計上の考慮
 - 2. 控えめな提案, およびいくつかの代案
- VI. 結論

IとIIは、導入部である。Iで問題の所在を明らかにし、IIで「選択可能性 (electivity)」という概念を定義する。

IIIからVが本論であり、次のように論を進める。IIIでは、法人居住地の選択可能性が限定されている場合を想定し、そのような場合において米国居住会社に対して全世界所得課税を及ぼすことの是非を評価する。本論文のとりえるアプローチは標準的な厚生経済学のそれである。効用を観念するのはあくまで個人についてであって、法人についてはない。ゆえに、所得分配の公平性や資源配分の効率性を考える際に、問題にするのはあくまで個人レベルであって、事業体の器としての法人レベルではない。このような分析の結果、本論文は、全世界所得に対して居住地ベースの法人課税を行うことに対して、分配 (distribution) の観点からは多少意味があるかもしれないが、効率 (efficiency) の観点からは理由がないとしている。

IVは、米国に法人の居住地をもつか否かに関する選択可能性がどの程度存在するかを検討する。実は、この点に関する実証研究のレベルは、十分に確定的かつ詳細なレベルに達していない。そこで、論の進め方を工夫しており、4つの類型を想定したうえで、それぞれについて、入手できる実証研究に挿話的証拠などを加味しつつ実態をさぐっている。そのうえで、選択可能性の増大への対処として、より厳格な法人居住地ルールを制定する方向と、テリトリアル方式に転換する方向とを提示する。

Vは、全世界所得課税方式からテリトリアル方式に切り替える税制改正を行う場合に生ずる

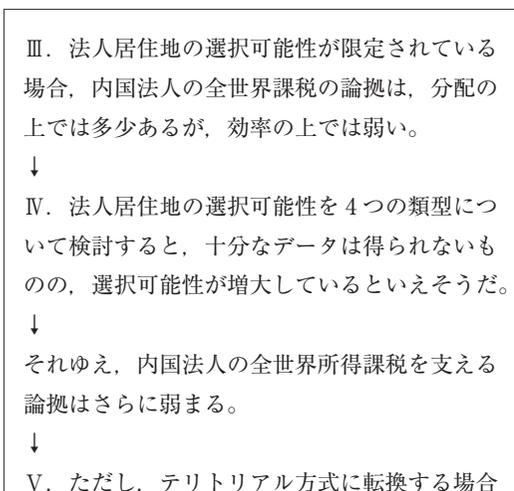
移行利得 (transition gains) の問題を扱う。多国籍企業は、「全世界所得課税プラス課税繰延」という現行法を前提として対外直接投資を行っており、外国子会社の留保利益は巨額である。この状況で国外所得を免除するやり方に切り替えると、たなぼた利得 (windfall gains) が生ずる。そこで、これに対処するための一回限りの課税を提案している。

このように、Ⅲで法人居住地の選択可能性が低い場合の政策論の基礎を検討し、内国法人の全世界所得課税を支える論拠が弱いという結論を得る。そして、Ⅳで選択可能性がどのくらいあるかを検討する。Ⅳの論証そのものは実証研究として不十分であるものの、新規投資の類型については選択可能性の増大がありそうだとしている。

そこで、これらをあわせることにより、「選択可能性が少しばかり増大するだけで全世界所得課税を支える論拠がますます弱くなる」という主張を導き出す。Ⅴでは、このロジックをさらに展開し、既存投資については移行上の問題があるとして、経過措置として1回限りの課税を提案する。

以上の議論の流れを図式化すると、**図表2**のようになる。

図表2 ⅢからⅤの議論の流れ



には、既存投資について生ずるたなぼた利益に対処する必要がある。

Ⅵは結論部分であり、本論文全体の論旨を短く要約している。

◎ 各章の概要

各章の概要を、次に示そう。原文をつきあわせる読者の便宜のため、対応する本論文の頁数を括弧の中に引用しておく。原注に引用された文献は多いが、特に論旨との関係で重要と思われるもののみを選択的に紹介する。以下で「筆者」とは、Shaviro教授のことを指す。

I (序論) は、Bill Gates の Microsoft 設立に関する印象的な挿話からはじまる (377頁)。1975年に彼はニューメキシコでマイクロソフト社を設立した。もし当初からバミューダで設立していれば、彼は今よりももっと豊かになっていただろう、というのである。それは、次の理由による。

米国連邦所得税では、設立準拠法によって法人の居住地を判定する。そのため、ニューメキシコ州法によって設立すれば、内国法人として、米国の全世界所得課税に服する。これに対し、バミューダで設立すれば外国法人となり、米国源泉所得に対してのみ米国の課税に服することになる。バミューダは軽課税国であるから、当然、そちらで設立したほうが納税額が小さくなる。この挿話に続き、新規設立法人にとっては居住地の選択可能性の増大が全世界所得課税方式の評価をがらりと変える可能性があること (378頁)、既存の米国法人についてはテリトリアル方式への転換が所得税と法人税の統合 (integration) と同様の移行上の問題をもたらすこと (379頁)、を述べ、以後の論述の順序を予告する (380頁)。

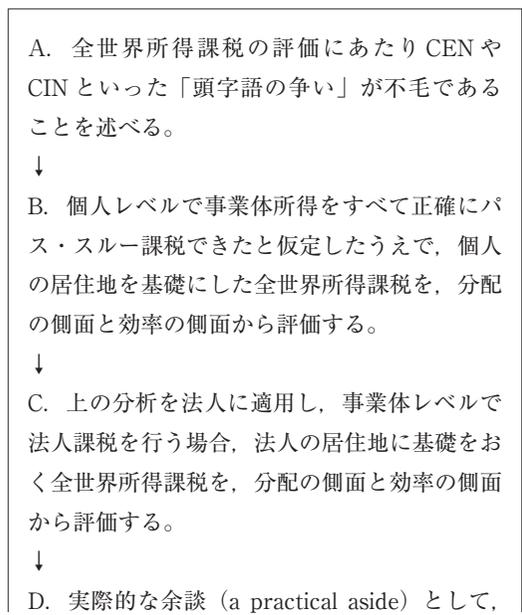
II (選択可能性を定義する) は、①形式的選択可能性 (formal electivity) と②実質的選

択可能性 (substantive electivity) を区別する。①は、選択に伴う租税以外のコストが無視できるほど小さい場合であり、たとえばチェック・ザ・ボックス規則がこれにあたる (381頁)。②は、選択に伴って租税以外のコストが生ずる場合であり、たとえば資産損益の実現時期がその例である (382頁)。

この区別を米国法人居住地の問題にあてはめると、形式的な意味の選択可能性があるわけではない (383頁)。法人は、「合衆国において若しくは合衆国法又は州法の下で設立又は組織される」場合に米国居住者となる (内国歳入法典 7701条(a)(4))。実質的選択可能性がどの程度あるかは、外国でなく米国で設立することに伴う租税以外の帰結に依存する。本論文はここで、選択可能性を考えるうえでの4類型を予告しており (384頁)、のちにIVでこの枠組を用いることになる。

Ⅲ (法人居住地の選択可能性が限定されている場合に米国居住会社に全世界税を課す (課さない) 理由) は、A から E の5節に分かれる。議論の運びは図表3の通りである。

図表3 Ⅲの内部での議論の運び



Edward Kleinbard の Stateless Income の議論などに応接する。

↓

E. 論旨をまとめ、「法人居住地の選択可能性の増大は、全世界居住地ベース法人課税を不可能にする」という結論を得る。

B と C が核心部分であるので、もうすこし詳しくみてみよう。

B (個人の全世界居住地ベース課税を評価する) では、個人レベルで事業体所得をすべて正確にパス・スルー課税できたと仮定した上で、個人の居住地を基礎にした全世界所得課税を、分配の側面と効率の側面から評価する (388~394頁)。

たとえば、GE (米国法人) とジーマンス (ドイツ法人) のそれぞれに、米国に居住する個人株主とドイツに居住する個人株主の両方がいるとする。また、GE とジーマンスは、いずれも、米国・ドイツ・ケイマンのそれぞれに源泉を有する課税所得を稼得しているとする。GE やジーマンスはそれ自体が納税者となるわけではなく、その稼得する所得は直接に個人株主に帰属すると仮定する。その場合、個人株主がそれぞれに、米国・ドイツ・ケイマンから所得を稼得していることになる。ドイツは源泉税を課すだろうし、ケイマンは課さないであろう。

それでは、この状況の下で、米国が居住地に基づいて個人株主に課税する理由はどこにあるのだろうか。この問題は、分配上の問題 (distributional issues) と効率上の問題 (efficiency issues) を区別することで、よく分析することができる。分析の結論としては、分配の面では理由があり、効率の面では理由が弱い、としている。

まず、分配との関係について (388~392頁)。付加価値税や小売売上税ではなく、所得課税こそが、政府による所得分配政策に大きな役割を果たす。この事実が、居住地ベースで個人に対

して全世界所得課税を行う理由にとって決定的である。個人居住者が国内で稼得した所得に課税することを前提とすれば、国外で稼得した所得を課税除外することは、個人居住者の相対的な厚生を測定するためにせつかく所得という尺度を用いているのに、それを損なうことになってしまう。これに対しては、源泉地国で課税されていれば、米国の全世界所得課税の代替になるのではないか、という見解がある。

たとえば、上の例で、ドイツが源泉税を課していれば、わざわざ米国が全世界所得課税をしなくてもいいのではないかという見解である。しかし、米国一国の厚生という見地からすると、米国政府に納付する税金とドイツ政府に納付する税金は、意味が異なる。ただし、米国からドイツへのポートフォリオ投資が増えればドイツから米国へのポートフォリオ投資が増える、という双方向の関係にある場合には、相互に源泉地課税のみを行うことにしても、一国で全世界所得課税をしたのと似たことになる。分配上の考慮は、個人居住者に対して全世界所得課税を行うことを強く支持する。

次に、効率との関係について（392～394頁）。効率性の見地からして、個人に対する全世界所得課税の論拠は、長い間強力なものであると考えられてきた。投資の内外を問わず同率で課税することで、税引前の収益率に基づいて投資先の決定がなされる。これが、全世界所得課税の論拠とされ、ホーム国が一国のみの厚生を考慮する場合には、国外所得を課税したうえで、外国税額を損金算入すべきであるといわれてきた。いわゆる国家中立性（National Neutrality, NN）である。これに対し、米国とドイツのように相互に類似した税制を有し、投資フローが双方向的である場合には、両国が協調して、外国税額を税額控除することがよい。このような協調が不可能である場合には、「全世界所得課税+ NN」が望ましいと考えられてきた。

これに対し、近年の研究によって、NNの主張は反駁されるようになった。その反駁は事業

体段階での法人課税についてのものであるが、個人レベルの話にもあてはまる。その論証は、いくつかの仮定に基づいているが、大要次の通り。

仮に、米国が全世界のすべての個人に対して全世界所得課税を及ぼすことができたとすれば、米国への投資と米国の税収は、人々が米国以外で投資することによって米国税を逃れることができる場合に比べて、増加するであろう。しかし、そのような課税は不可能である。そして、居住者に対してのみ全世界所得課税を行うことは、関連するアクターの部分集合に対してのみ租税中立性をもたらすことになる。米国居住者のみに全世界所得課税を行うことによって、米国への投資と米国の税収がどの程度減少するかは、実証の問題であって、一般的に答えを出ることができない。そして、実証の問題としても、そもそも事業体所得がすべて個人にフロー・スルーするという仮定が現実のものでない以上、証明できない。従って、米国に居住する個人に対して米国が全世界課税を行うことに効率性の上での理由があるかどうかは、わからないということになる。

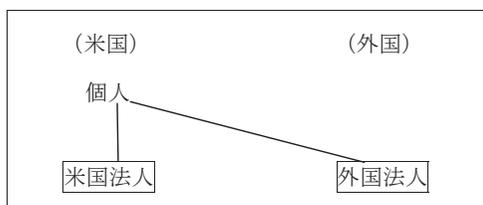
C（分析を法人に適用する）では、分析を法人に適用し、事業体レベルで法人課税を行う場合に、法人の居住地に基礎をおく全世界所得課税を分配の側面と効率の側面から評価する（395～400頁）。その結論は、多国籍企業所得が主に法人レベルで課税されるという事実は、分配と効率のいずれについても、全世界居住地ベース課税の論拠を弱める、というものである。

まず、分配上の問題について（395～397頁）。法人は感覚を有する存在ではなく、それ自体として効用や苦痛を持たない。分配上の目標は生身の人間にのみ関係する。したがって、事業体レベルでの全世界所得課税の意義を評価するには、それが個人とどう関係するかを考える必要がある。①米国の個人と、②外国の個人に分けて考える。

①米国の個人との関係では、もしその人が米

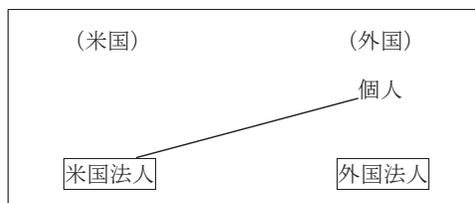
国法人を通じて投資するか外国法人を通じて投資するかを自由に選択できたとすると、法人レベルで全世界課税をしても、分配の上では何も達成しない。当該個人は、外国法人を通じて投資しさえすれば、国外所得を課税除外できるからである（図表4）。

図表4 米国個人株主が内国法人か外国法人かを選択する



②外国の個人との関係では、米国法人に全世界課税を及ぼすと、米国会社の株式を保有していたり米国で新規設立したりする外国個人に影響する（図表5）。

図表5 外国個人株主が米国法人に投資する



米国一国のみの見地からすると、これは効率の問題であって、分配の問題ではない。外国個人の厚生を度外視して、米国人の厚生のみを考えた場合、米国に法人居住地を有するか否かを選択できるのなら、米国法人になることを不利に扱っても、外国人に負担を押しつけることはできない。ひとつの可能性は、各州が会社設立のために外国投資家に請求する手数料が、全米レベルでみると過少である場合である。そのような場合には、連邦政府が課金することに意味がある。ただし、そのような課金が、内国法人

の全世界所得課税という形をとる理由はない。

次に、効率上の問題について（397～400頁）。Bでみたように、事業体の稼得する所得をすべて個人に帰属させて課税する場合であっても、全世界所得への居住地ベース課税の効率面での論拠は弱かった。事業体レベルで課税することにし、しかも、クロス・ボーダーの株式保有を考慮に入れると、その論拠はますます弱くなる。

個人と比較して、法人の場合には、居住地の移転がより容易であり、資金調達へのアクセスも開けているからである。国内投資と国外投資の関係が代替的か、無関係か、それとも補完的かは、理論的にはいずれも可能性があり、それぞれが、場合によって十分に成立する。そのため、全世界課税が国内投資と税収に対して総体としてどう影響するかは、実証的評価を要する。そして、実証研究の結果は分かれている。なお、効率性の面から米国企業にゼロ以上の税率で全世界課税を行うことに対しては、支持する論拠と反対する論拠がある。

以上が、Ⅲの核心部分を成すBとCの概要である。これをまとめて、Eでは、「法人居住地の選択可能性の増大は、全世界居住地ベース法人課税を不可能にする」という結論を得ている（402頁）。

Ⅳ（米国法人居住地の選択可能性を評価する）は、AからFの6節に分かれる。その論の運びは、図表6の通りである。ここでは、現行米国法の採用する設立準拠法主義およびコーポレート・インバージョン税制を与件として議論を進めたうえで、Fにおいてルール変更の可能性に言及している。

図表6 IVの内部での論の運び

A. 選択可能性を測定する上で実証研究にかなりの障壁があるため、4つの類型にそくして、利用できる実証研究と著者の知見に基づく挿話をくみわけて検討することにする。

↓

4つの類型について、法人居住地の選択可能性がどの程度あるものか、検討する。すなわち、

B. 新規設立

C. 米国での設立を重視する外国個人

D. 既存の米国会社による国外移転

E. 既存会社による新規投資に対する影響の4つの類型である。

↓

F. 選択可能性の増大に対応する方法として、より厳格な法人居住地ルールを制定するという選択肢と、テリトリアル方式に転換するという選択肢を提示する。

A (選択可能性を測定する上での実証的問題)では、企業が米国に居住地を有するか否かについて、実際にどの程度の選択可能性があるかを検討する(403~404頁)。米国法人居住地の選択可能性を測定するための鍵は、米国外に居住地を持つことで、租税以外の不利益がどのくらい大きいのか、という点である。ところが、新規設立についてすら、実証はきわめて困難である。選択可能性に関する既存の実証研究はあまりない。とはいえ、何もわかっていないわけではない。4つの類型にそくして、既存の実証的知見と、実務家との議論から得られた筆者の知見をもとに、論じている。

B (新規設立)は、米国の個人が新しく法人を設立する場合である(404~407頁)。この場合は、全世界居住地ベース米国法人課税が分配上の目的を達成しようとするならば、法人居住地の選択可能性を制限すべき主要領域である。個人所得税を補完して、国外所得を効果的に課税するには、米国の個人が米国で法人を設立していることが必要だからである。

では、この点について、外国での法人設立が、より通例かつ安価になっているという証拠はあるだろうか。Mihir Desai and Dhammika Dhamapala, Do Strong Fences Make Strong Neighbors? 63 National Tax Journal

723 (2010) は、ニューヨーク株式取引所とNASDAQのIPOのデータ・セットを検討し、2005年から2009年にかけてタックス・ヘイブンでの設立が米国での設立の10%にのぼったことを報告している。もっとも、筆者が租税実務家と議論したところによると、3つの状況を分けるべきである(図表7)。

図表7 新規設立をめぐる3つの状況

- ① 典型的な設立 (The Typical Start-Up)
- ② 特殊産業におけるニッチ設立 (Niche Start-Ups in Particular Industries)
- ③ 戦略的に先を読む将来の多国籍企業

すなわち、①典型的な設立においては、米国での設立が多くを占めてきた。その理由として、すべての人が先を読んでいるわけではないこと、新設立法人はコストにうるさく、外国での設立のコストを重く感ずること、外国で設立すると米国の源泉徴収税の懸念なども生ずること、があげられる。

②特殊産業におけるニッチ設立は、たとえば防衛産業や航空事業のように、米国での法人設立が法的政治的に必要または有利である場合である。これに対し、再保険のように、国外での設立が通例になっている領域もある。

③戦略的に先を読む将来の多国籍企業に対して、米国の tax lawyer は、米国での設立には潜在的な不利益が伴うと助言するのが通例である。しかし、そのような助言が常に受け入れられるわけではない。米国で設立することで、企業統治や証券法に関する米国法を利用でき、米国資本市場での取引が容易になるものと理解されていることもある。このことは、米国が少なくとも当座は、全世界課税を課すマーケット・パワーを維持していることを示唆するものの、その力を過大評価すべきではない。

C (米国での設立を重視する外国個人)は、

外国の個人が米国での法人設立を好む場合である(407~408頁)。米国資本市場にアクセスするためにはクロス・リスティングによって相手市場の株を自国市場で売買するという選択肢があるにもかかわらず、外国個人が米国での設立を好むことがある。たとえば、デラウェア会社法が高品質であるため法人余剰を産む、といった理由による。

ある実務家によると、将来多国籍企業に成長したいと考える外国の中小会社は、そのための重要なステップとして米国で設立したがるという。この傾向は、米国での設立に対して外国人に料金を請求することを支持しうるものの、この傾向がずっと続くと思定しないほうがよいと同じ実務家は述べている。

D(既存の米国会社による国外移転)は、既存の米国会社が国外に移転する場合である(409~410頁)。2004年にコーポレート・インバージョン税制が導入された。それ以降、法人の国外移転には規制がかかった。そのため、米国会社と外国会社の関与する真正なM & Aは別として、単なるタックス・プランニングの遊戯としての国外移転(expatriation)はもはやできなくなった。では、米国が居住地ベース法人課税を行うことは、クロス・ボーダーのM & Aを大きく促進しているのだろうか。

この点に関する実証研究はほとんどないが、Mihir Desai and Dhammika Dhamapala, Do Strong Fences Make Strong Neighbors? 63 National Tax Journal 723 (2010) は、1988年から2009年の期間において、取得者がタックス・ヘイブンまたは国外所得免除国に所在する外国企業であった割合が、すべての米国のM & A件数との関係で、2倍以上になったと報告している。米国企業と外国企業との間の真正な戦略的合併において、どの会社が支配会社になるかについて、実務家は、租税面の考慮とともに、「社会的な」考慮も重要な意味をもつと指摘している。にもかかわらず、統計上の証拠の支持するところによると、租税は実際に影響

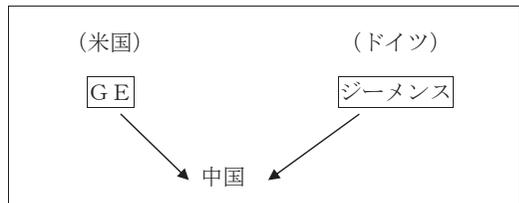
を与えており、結論として、次のことがいえそうである。

一方で、全世界課税はいくつかのケースで退出を促しており、この問題は将来に悪化する可能性がある。他方で、既存の米国法人はかなりの程度米国から逃げられない状況にあって、米国政府としては、明日の新規設立法人に対してよりも、これらの既存法人に対して全世界課税を及ぼす余地のほうが大きい。

E(既存会社による新規投資に対する影響)は、既存会社による新規投資の場合である(410~412頁)。これが、おそらく最も重要でありながら、最も見えにくい類型である。外国直接投資(foreign direct investment, FDI)は、全世界で毎年1兆円を超え、米国からの対外FDIだけでも、2000年から2007年の平均で2,000億ドルにのぼる。もし、米国の国際課税ルールが米国会社を通じてなされるFDIの規模を大きく減らしているならば、選択可能性が大きな役割を果たしていることになる。この論点は、いまだ実証的に研究されたことがない。挿話的な証拠も、新規設立の場合と比較して、より入手しづらい。

理論的には、次のようになる。たとえば、GEとジーメンスが、中国の送電線網に投資したとする(図表8)。

図表8 既存会社による新規投資



この例のGEとジーメンスは、GEが全世界課税国に居住地を有し、ジーメンスが国外所得免除国に居住地を有する以外、全く同じであると仮定する。この場合、全世界所得課税に服するGEは、税引後の法人段階の収益がより小さ

くなり、株式投資家に対してアピールしなくなる。

国外所得が免除されるジーマスは、すべての会社と同じように課税されていた場合と比較して、プロジェクトに対するより大きなシェアを得ることになるだろう。この観察は、過度に合理的にグローバル資本市場をみているかもしれない。確かに、実証的な検証が必要ではあるが、この推論を捨て去るわけにはいかない。

F（選択可能性の増大に対応する）では、立法的対応の方向性について、180度逆方向を向く2つの選択肢を示す（413～417頁）。

先にB～Eの4つの類型についてみたように、全世界居住地ベース米国法人税について選択可能性が増大していることは、理論的にありうることであり、かつ、一定の程度は証明できる。ただし、完全な選択可能性には、ほど遠い。そのため、短期的には、選択可能性の増大が現行法の維持を不可能にするわけではない。しかし、少なくとも、①より厳格な法人居住地ルールの制定、あるいは、②テリトリアル方式への転換、といった選択肢を検討することに意味がある。

①現行の設立準拠法主義が法人居住地を判定する基準として脆弱すぎると考える場合には、代替案として、より厳格な法人居住地ルールを制定することが考えられる（413～415頁）。その候補としては、管理支配地基準、米国上場基準、米国所有基準、などが含まれる。米国所有基準は、外国会社にかかる課税繰延の廃止を意味する。

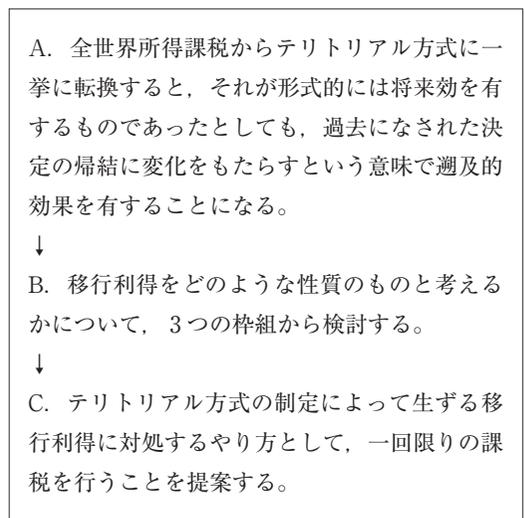
②選択可能性の増大は、全世界居住地ベース法人課税の論拠を弱める。そこで、より懐疑的な者は、このことが、米国がテリトリアル方式に転換すべきであるという結論を支持すると考える（415～417頁）。本論文は「全世界対テリトリアル」の論争に決着をつけようとするものではないが、筆者が（ソースルールの改正などの）適切な状況が整えばテリトリアル方式への転換を好む理由を、ここで付言する。議論の筋は次善（second best）のものであって、テリ

トリアル方式の魅力や、米国居住法人の国外所得に対する低すぎるゼロ税率に求めるのではなく、政治的なジレンマを解決する能力に見いだす。

現行法では、課税繰延と外国税額控除を組み合わせるルールの下で、小さな税収しかあげられず、タックス・プランニングのコストと納税協力コストが増大している。これを解決するには、課税繰延を廃止し、外国税額に損金算入のみを認めればよいところ、そのためには外国源泉所得に対する米国税率を十分に低くすることが必要である（Kimberly Clausing and Daniel Shaviro, A Burden-Neutral Shift from Foreign Tax Creditability to Deductibility?, 64 Tax Law Review (forthcoming, 2011)）。国外所得免除は実質的にこのようなシステムであるときみなすことができ、たまたま国外所得に適用する税率がゼロなのである。

V（テリトリアル方式への転換により提起される移行上の問題）は、A～Cの3節に分かれる。各節の理屈のつながりは、図表9の通りである。

図表9 Vの各節の理屈のつながり



A（テリトリアル方式への転換の将来効と

遡及効)は、著者のかつての研究成果をふまえ (Daniel N. Shaviro, *When Rules Change : An Economic Analysis of Transition Relief and Retroactivity* (2000, The University of Chicago Press)), 税制改正に伴う移行 (transition) という角度から、改正前に蓄積した国外収益の扱いについて問題提起する (417~418頁)。

B (移行利得に対処するための代替的な枠組) は、移行利得に対する3つの異なるアプローチを示す (419~424頁)。

①法人税と所得税の関係について、クラシカル方式をやめて両税を統合する改正を行うと、統合前に投資していた株主に偶発的な「たなはた利得 (windfall gains)」が生ずる。これが水平的公平 (horizontal equity) に反するとして、William Andrewsは、有名なアメリカ法律家協会の提案において、統合の利益を改正後に発行される新株に限るべきであるとしていた。これと同じことが、全世界所得課税からテリトリアル方式に転換する場合にあてはまる (419~421頁)。

②効率性の角度からみると、遡及的な損得は、納税者が将来の政策に対して有する期待に影響しない限りにおいて、実質的にみて一括 (lump sum) 税である。人頭税と同様に、効率性上で死重損失をもたらす悪いインセンティブ効果を有しない。ここで筆者は付加価値税導入に伴う移行の議論を参照したうえで、国外所得課税の廃止に伴う移行利得を、本来それを予期していなかった多国籍企業に手渡すべきではないと論ずる (421~423頁)。

③将来に改正があるかもしれないと納税者が事前に予測すること自体が、インセンティブ効果をもつ。2つの効果を区別すべきである。

第1に、いつか国外所得が免除されると予想される状況の下では、米国に法人居住地を有することのコストはより小さくなる。これは良いインセンティブ効果である。第2に、悪いインセンティブ効果もある。

国外収益を国内還流させないまま置いてあるとしよう。いま還流すれば米国で課税されるが、将来の税制改正後に還流すれば課税されないと予測することで、今日の還流にはストップがかかる。移行利得が得られるという見込みによって、資金を不必要に外国に置いておくインセンティブが高まるのである。これらふたつのインセンティブ効果は逆方向を向いているが、筆者の意見では、第2のほうがより重要である (423~424頁)。

C (テリトリアル方式の制定による移行利得に対処するためのしくみ) は、移行利得に対処する課税の提案である (425~428頁)。

まず、制度設計上の留意点が述べられる (425~426頁)。上記Bの3つの角度からして、米国多国籍企業が国内還流していない改正前の外国収益に対しては、非課税措置を適用すべきでない。では、適用範囲を制限するにはどのようなしくみをつくれればよいか。ここで筆者があげる原則は、ほぼ公正な扱い (rough justice) を求めればよく、執行上のコストが小さく、悪いインセンティブを最小化するしくみを工夫すべきだ、というものである。

この見地から、控えめな提案 (a modest proposal) がなされる (426~428頁)。それは、簡素な移行税を課するという提案である。すなわち、国外事業活動を行う米国法人で国外所得免除の適用を受けるものが、その被支配外国子会社の収益・利益 (E&P) を申告する。そして、その一定割合を乗じて、一回限りの移行税として納付する。その税率をどう決定するかについては、推計に基づき、20%とする。米国会社はこの提案を嫌うであろう。

そこで、筆者は、政治的に受け入れられなかった場合の代替案も考える。そのひとつは、新株の通常収益を超える部分のみを非課税にするというものである。いまひとつは、改正前の外国E & Pが払い出されるまで米国親会社の受け取る配当に課税しつつ、払い出されたあとの部分から非課税とするものである。

VI（結論）の部分は、そのまま訳出しておく（図表10）。

図表10 結論部分の日本語訳（429～430頁）

ますます統合されてくるグローバル経済において、クロス・ボーダーの株式上場と株式所有が増加すると、設立地に依拠する所得税上の米国法人居住地は、納税者にとってますます低コストで選択的なものになるであろう。時間がたつにつれ、この傾向は、全世界居住地ベース法人課税に対して潜在的に致命的なものになる。全世界居住地ベース法人課税は、その想定する標的が簡単に国外に退出できるならば、まったく無力になってしまうからである。もっとも、既存の米国法人株式については、かなりの程度身動きがとれない状況にあるため、新規発行株式（新法人であるか既存法人であるかを問わない）と比較すると、選択可能性の増大がそれほど大きな問題であるわけではない。

本プロジェクトの過程で、私は、当初思っていたよりも選択可能性の増大が進捗しているわけではないという印象をもった。しかしながら、全世界居住地ベース法人課税の論拠がもともと弱いのであれば、ほんの少し選択可能性が増大するだけで情勢が変化し、全世界居住地ベース法人課税に不利に働くであろう。かくして、増大する選択可能性を抜きにした場合に全世界居住地ベース法人課税の論拠がどのへんにあるかを評価することが、分析の上で重要な意味をもつことになる。

全世界居住地ベース法人課税を支持する効率上の論拠は、徐々に疑われてきている。しかし、個人居住者が米国事業体を通じてのみ国外投資を行う意欲を十分に有している場合には、全世界居住地ベース法人課税が個人居住者に適用される所得税を守ることに役立つという点に基づく分配上の論拠が存在する。加えて、外国の個人が米国での法人設立を十分に重視しており、（各州が相互に競争するときに請求する料

金を超えて）法人設立のための料金を支払う意欲を有している場合には、米国事業体を利用することに対する何らかの料金を、外国の個人に請求することに意味があるかもしれない。ただし、その料金が当該事業体の外国源泉所得に対する残余的租税の形をとるべき理由ははっきりしない。見解は分かれようが、私見では、これらの論拠はかなり弱いものにすぎず、新規発行株式に対する全世界所得課税の適用にとって不利な方向に情勢を変化させるためには、それほど大きな選択可能性の増大（少しでもあるとしたら）は必要でないであろう。

これに対し、既存の株式については、強力な移行上の議論が存在する。その移行上の議論とは、全世界方式が適用されていた時期に出資されたにもかかわらず国外所得免除を適用することによる「たなぼた」利得を与えてしまうことに反対するものである。たなぼた利得を避けるやり方であって、事後の資本税という現実的な印象を生じさせることもなく、制定後のインセンティブを歪めることもない最も簡単なやり方は、米国多国籍企業に対して一回限りの移行税を課すことであろう。この一回限りの移行税の課税ベースは、外国子会社の蓄積された収益・利益（E&P）から成るものとする。税率は、移行税の算出において繰り延べと外国税額控除のいずれも許容されないとした場合に、現行法と比較して全体的に税収中立的になるものをめざす。米国会社の還流されない外国収益が多額にのぼっていることと、繰り延べか外国税額控除かのいずれかが将来ベースで廃止された場合の税収中立的税率の既存の推計とからすると、かかる移行税は2000億ドルの規模の税収をあげることが想定できそうである。これはどうして些細な金額とはいえず、国外所得免除方式への移行を支持する将来の議論が説得的と考えられるという理由のみによって、放棄してしまうべきではない。

◎ コメント

2011年10月26日、米国下院歳入委員会で、Camp 議員が討議ドラフトを公表し、法人税率の25%への引下げ、外国子会社（持株割合を10%で判定）からの配当および外国子会社株式譲渡益の95%を非課税とすること、外国支店をCFCとして扱うこと、などを含む提案を行った。その中には、移行措置として、現在においてオフショアに保有する既存外国収益を、米国に還流するか否かを問わず5.25%で課税する、

という項目も含まれている。これは、本論文の提案が形を変えて具体化しているものとみることもできよう。これに対し、米国議会の民主党は反対すると報じられている。

現時点では、上記討議ドラフトも決定打ではなく、むしろ、対立する政策構想間の角逐の一コマと位置づけるべきものであろう。その意味で、研究の深化にかかわらず、3年前に報告したところから（増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究708号203頁〈2008年〉）、米国における現実の租税政策はあまり動いていないようにもみえる。

